

平成17年10月28日(金)  
照会先：厚生労働省健康局結核感染症課  
課長：塚原  
担当：金成(内線4609)  
三木(内線2376)

## 新型インフルエンザ対策推進本部の概要

平成17年10月  
厚生労働省健康局結核感染症課

### 1. 設置

高病原性鳥インフルエンザの発生の世界的な拡大、人への感染報告の増加を背景に、新型インフルエンザ対策のための、国民に対する正確な情報の提供、発生動向の把握、予防・治療など、その流行状況に応じた部局横断的な連携が求められることから、全省的な体制を整備し、対策を総合的に推進するため、「新型インフルエンザ対策推進本部」を設置する。

### 2. 構成員

- ・ 本部長 尾辻厚生労働大臣
- ・ 本部長代理 西厚生労働副大臣、中野厚生労働副大臣  
西川大臣政務官、藤井大臣政務官
- ・ 副本部長 厚生労働事務次官、厚生労働審議官
- ・ 本部長 官房長、総括審議官(国際担当)、技術総括審議官、医政局長、健康局長、医薬食品局長、労働基準局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長、国立感染症研究所長

### 3. 幹事会

本部を補佐するための幹事会を設置し、健康局長を幹事長、審議官(健康担当)及び技術総括審議官を幹事長代理とし、関係課室長等によるメンバーで構成する。

### 4. 事務局

健康局結核感染症課に事務局を置き、関係部局等との総合調整を行う。

### 5. 今後の予定

平成17年10月28日(金) 13:00より第1回新型インフルエンザ対策推進本部会議を開催する。

## 新型インフルエンザ対策行動計画について

平成17年10月28日

厚生労働省

### <背景>

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で不連続変異により出現し、世界的に大きな被害（インフルエンザパンデミック）をもたらしてきている。

近年においては、東南アジア等においては鳥インフルエンザがヒトに感染し、死亡例が報告されている。今般、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパで報告されるなど拡大が見られる状況であり、突然変異によるヒトからヒトへ感染する新型のインフルエンザの発生の危険性が高まっている。

### <総論>

#### 1 新型インフルエンザ対策の行動計画策定について

##### (1) WHO インフルエンザパンデミック対策

国際的なパンデミック対策としては、世界保健機関（WHO）のインフルエンザ対策プログラム（Global Influenza Programme ; GIP）が中心となり、世界に4つあるWHO インフルエンザ協力センター（日本、米国、英国、オーストラリア）の協力を得て、段階的に進められている。WHO はこれまでに数種類のパンデミックプランに関する勧告を出してきたが、最新のものとして、2005年5月に、「WHO Global Influenza Preparedness Plan (WHO 世界インフルエンザ事前対策計画)」を公表しており、各国において、これらを基準として自国の国民を守るための行動計画の策定を進めている。

##### (2) 我が国の新型インフルエンザ対策行動計画

厚生労働省においては、平成15年10月、厚生科学審議会感染症分科会感染症部会の下に、「新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会」を設置した。新型インフルエンザウイルスが出現した際の対策について検討し、平成

16年8月に報告書をまとめ、感染症法に基づく「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」等を改正し、ワクチン開発や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等に係る規定を盛り込んだ。

今般、これに基づき、2005年5月に発表された「WHO Global Influenza Preparedness Plan (WHO 世界インフルエンザ事前対策計画)」を踏まえ、段階(フェーズ)に応じた実施すべき対策を示し、迅速かつ確実な対策を講じるため、新型インフルエンザ行動計画を策定するものである。

## 2 新型インフルエンザ対策の推進体制

### (1) 政府

#### ア. 厚生労働省

- ・ 対策本部及び幹事会の設置、行動計画の策定

#### イ. 関係省庁間の連携体制

- ・ 鳥インフルエンザ関係省庁対策会議の拡充

### (2) 地方自治体

- ・ 都道府県レベルでの対策本部の設置
- ・ 都道府県行動計画の策定

### (3) 関係機関の協力

- ・ 医師会、医療機関、社会福祉施設、公共交通機関、メディア等

## 3 行動計画の内容

### (1) 行動計画のフェーズ

国際標準としてWHOが定めたパンデミック対応計画の各フェーズに準じ、国内非発生と国内発生に分類した上で、我が国のパンデミック行動計画のフェーズを定める。WHOが実施するフェーズの引き上げ、及び引き下げに連動して我が国のフェーズを移動し、そのフェーズに基づく行動計画を実施することとする。(フェーズの詳細は別表1参照)

## (2) 行動計画の主要5項目

我が国における行動計画は、その目標と活動を、WHOの示した加盟各国の包括的目標を参考に、計画と連携、サーベイランス、予防・封じ込め、医療、情報提供の5分野に分けて立案している。各分類に含まれる内容を以下に示す。

### ① 計画と連携

- 意思決定組織の設置
- 感染症法に基づく措置の決定
- 国際的な情報収集と共有のための枠組み
- 途上国に対する技術的支援

### ② サーベイランス

- 通常実施されている、感染症法に基づく情報収集機構の実情を把握し、より迅速にパンデミックを検知するためのサーベイランス機構の検討
- ヒトおよび動物における感染の状況、病原体の情報、薬剤耐性の情報、対策に必要な資源の情報などを把握するためのサーベイランス
- 実態把握のための積極的疫学調査
- 実施した対策の評価と改良のための提言

### ③ 予防と封じ込め

- 個人単位の感染防止対策
- 個人、地域、集団単位での感染拡大防止対策（患者隔離と接触者の管理）
- 旅行、移動に関する勧奨
- 社会活動に関する助言
- 抗ウイルス剤の利用
- ワクチン対策

#### ④ 医療

- ・ 医療機関における感染が疑われる人の振り分け
- ・ 患者の診断と治療
- ・ 治療薬の適正な使用
- ・ 院内感染対策
- ・ インフルエンザ以外の疾患への対応
- ・ 医療従事者の健康管理と配備計画
- ・ 医療機材の効率的使用に関する計画
- ・ 医療施設以外での患者対応
- ・ 遺体の管理

#### ⑤ 情報提供

- ・ 情報提供体制の確立
- ・ 情報提供の媒体の選定（テレビ、インターネット、パンフレットなど）
- ・ パニック防止のための対策
- ・ 関係者のコミュニケーション訓練
- ・ 国内各地域の情報共有機構の構築
- ・ 国際間の情報共有システムの構築

### <各論>

#### フェーズ1

##### ○計画と連携

- ・ 国内外の資料、情報収集・分析・支援（WHO, 二国間、国内）
- ・ 各種ガイドラインの作成（随時見直し）

##### ○サーベイランス

- ・ インフルエンザサーベイランス（ヒトにおける発症、病原体）の実施（フェーズ4まで）
- ・ 動物監視によるリスク評価（フェーズ4まで）

##### ○情報提供

- ・ 国内外の既存資料の収集と精査と必要資料の事前作成

## フェーズ2

### ○計画と連携

- ・ 鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議の設置

### ○サーベイランス

- ・ 動物におけるインフルエンザ発症状況と病原体に関する積極的疫学調査の実施（フェーズ4まで）

### ○予防と封じ込め

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ流行地域への渡航者の感染予防注意喚起（フェーズ3まで）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ罹患動物に対する適切な対処
- ・ 防疫資材の確保・衛生資材の流通の監視・調整
- ・ 抗ウイルス薬の備蓄及び流通確認
- ・ ワクチン候補株の入手・ワクチン開発（その後、ワクチン株の見直し、新規ワクチン候補株の開発検討）

### ○情報提供

- ・ 国民へのメッセージ（情報提供内容、媒体）の作成・提供（随時見直し）

## フェーズ3

### ○計画と連携

- ・ 厚生労働省対策本部および幹事会の設置

### ○サーベイランス

- ・ 積極的疫学調査の実施

### ○医療

- ・ フェーズ4、5で患者の治療を行う医療機関の選定を行う。

### ○情報提供

- ・ スポークスマンの決定（窓口の一本化）
- ・ （国内で発生が見られた場合）一般向け相談窓口の設置（以降、維持。必要に応じて増設）
- ・ ホームページの設定（Q&A等）

## フェーズ4

### ○計画と連携

- ・ 感染症法に基づく指定感染症への政令指定

### ○サーベイランス

- ・ クラスタースurveyランス、リアルタイム症候群サーベイランスの実施

### ○予防と封じ込め

- ・ 新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛勧告
- ・ 新型インフルエンザ発生地域からの入国者の健康診断の実施、有症状時の対応の指導
- ・ 入国する船舶及び航空機における有症者及び死者の発生に際しての検疫法に基づく対応

### ○医療

- ・ 指定医療機関での治療（フェーズ5まで）
- ・ 医療に関するシミュレーション演習の実施

### ○情報提供

- ・ 決定されたスポークスマンによる定期的・定時的な状況説明

## フェーズ5

### ○予防と封じ込め

- ・ 休校・大規模集会自粛等まん延防止策の実施
- ・ ワクチンが承認されている場合に、ワクチン接種

## フェーズ6

### ○医療

- ・ 指定医療機関の解除
- ・ 医療機関の収容能力を超えた場合に、事前に想定していた医療機関以外での治療

## WHOにおけるインフルエンザパンデミックフェーズ

WHOの2005年版分類による パンデミックフェーズ	パンデミック対策の 各フェーズにおける目標	状況別の 追加小項目
フェーズ1 (前パンデミック期) ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルスを動物に検出	世界、国家、都道府県、市区町村のそれぞれのレベルで、パンデミック対策を強化する	
フェーズ2 (前パンデミック期) ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが検出	ヒトの感染拡大のリスクを減少させ、仮にヒト感染が起きたとしたら、迅速な検知、報告が行われる体制を整備する	
フェーズ3 (パンデミックアラート期) ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的に無い	新型ウイルスを迅速に検査診断し、報告し、次の患者発生に備える	感染が見られている地域であるか、そのような地域との人的交流、貿易があるか否か、まったく影響が無いかに基づき、対策の細部を適宜改良する
フェーズ4 (パンデミックアラート期) ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている	隔離をはじめとした物理的な封じ込め対策を積極的に導入し、ワクチンの開発と接種などの、事前に計画し、準備した感染症対策の実施に必要な時間的猶予を確保するために、最大限努める	
フェーズ5 (パンデミックアラート期) ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクが大きな、より大きな集団発生がみられる		
フェーズ6 (パンデミック期) パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している	パンデミックの影響を最小限にとどめるためのあらゆる対策をとる	上記以外に、パンデミックの小康状態と第2波への対策
後パンデミック期 パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復する時期	パンデミックによる多方面への影響を評価し、計画的復興と対策の改善を実施する	

新型インフルエンザ対策行動計画概要（案）

2005/10/28

フェーズ1	フェーズ2		フェーズ3		フェーズ4		フェーズ5		フェーズ6				
ヒトからの新亜型は検出されず	動物に循環している亜型が、ヒトの疾病として審しいリスクを提示		新しい亜型によるヒト感染(ヒト-ヒト感染伝播なし)		限定されたヒト-ヒト感染を伴う小さなクラスターが見られる(小さなクラスター)		より大きなクラスターが見られる(ヒト-ヒト感染の広がりは限局)		パンデミック:一般人口への増加した継続的感染伝播				後パンデミック期(リカバリ期)
	国内非発生	国内発生	国内非発生	国内発生	国内非発生	国内発生	国内非発生	国内発生	国内非発生	パンデミック	小廉状態	第2波	

計画と連携	国内外の資料、情報収集・分析・支援(WHO、二国間、国内)													
	ガイドライン作成	ガイドラインの随時見直し 感染症法に基づく指定感染症への指定 鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議設置 厚生労働省対策本部および幹事会の設置												
サーベイランス	インフルエンザサーベイランス(人における発症、病原体)の実施													
		積極的疫学調査の実施 クラスターサーベイランス リアルタイム症候群サーベイランス 病原体サーベイランス												
	動物監視によるリスク評価	動物におけるインフルエンザ発症状況と病原体に関する積極的疫学調査の実施												
		医療資源、人員に関する情報収集・選定								発生動向調査、死者数、資材、人材の有効活用に必要な調査の実施				
予防と封じ込め	検疫ガイドライン作成	ガイドラインの随時見直し												
		高病原性鳥インフルエンザ流行地域渡航者への感染予防注意喚起	新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛勧告 新型インフルエンザ発生地域からの入国者の健康診断の実施、有症状時の対応の指導 入国する船舶または航空機における有症者または死者の発生に際する、検疫法に基づく対応(指定感染症指定時)									渡航自粛勧告解除		
			高病原性鳥インフルエンザ罹患動物に対する適切な対処											
			防疫資材の確保・衛生資材の流通の監視・調整								休校・大規模集會自粛等まん延防止策			
			抗ウイルス薬の備蓄						抗ウイルス薬の流通確認					
			ワクチン開発・ワクチン候補株の見直し・製造供給体制の確保 接種開始(ワクチン承認後)											
医療		高病原性鳥インフルエンザヒト感染症例定義作成・見直し				新型インフルエンザ症例定義の提示								
		指定医療機関の決定	指定医療機関での治療				指定医療機関での治療				指定医療機関解除・医療提供状況の正常化			
		国内大流行時における医療機関以外での医療提供計画の策定 医療機関の収容能力を越えた場合に、事前に想定していた医療機関以外での治療												
		診断・治療・院内感染対策ガイドライン策定	シミュレーション演習		シミュレーション演習		患者へのタミフル投与・濃厚接触者へのタミフル予防投与						患者へのタミフル投与	
	高病原性鳥へのタミフル予防投与	患者へのタミフル投与		患者へのタミフル投与・濃厚接触者へのタミフル予防投与						火葬場の処理能力等の把握・検討				
情報提供	国内外の既存資料の収集と精査と必要資料の事前作成(現存するネットワークの活用、情報共有も含む)													
		スポークスマンの決定(窓口の一本化)				決定されたスポークスマンによる定時的な状況説明								
		国民へのメッセージ(情報提供内容、媒体)の作成・提供(随時見直し)												
	利用媒体・機関の整理	自治体等との緊急情報システムの確立		システムによる情報提供・定期的機能評価				必要に応じて回線の増設				状況を見て縮小	維持または増設	
		渡航者向けに検疫所において情報発信		一般向け相談窓口の設置(一本化)				渡航者向けに検疫所において情報発信				医療機関からの相談対応窓口		
		自治体からの相談窓口設置(省内)				状況に応じて専任者の増員				状況を見て縮小	維持または増設			
	ウェブサイトの設置 維持および更新													

フェーズ1	国内非発生	国内発生	国内非発生	国内発生	国内非発生	国内発生	国内非発生	国内発生	国内非発生	パンデミック	小廉状態	第2波	後パンデミック期(リカバリ期)
	フェーズ2		フェーズ3		フェーズ4		フェーズ5		フェーズ6				

別表 2

新型インフルエンザが発生した場合の日本における患者数の試算  
(米国 CDC モデルによる)

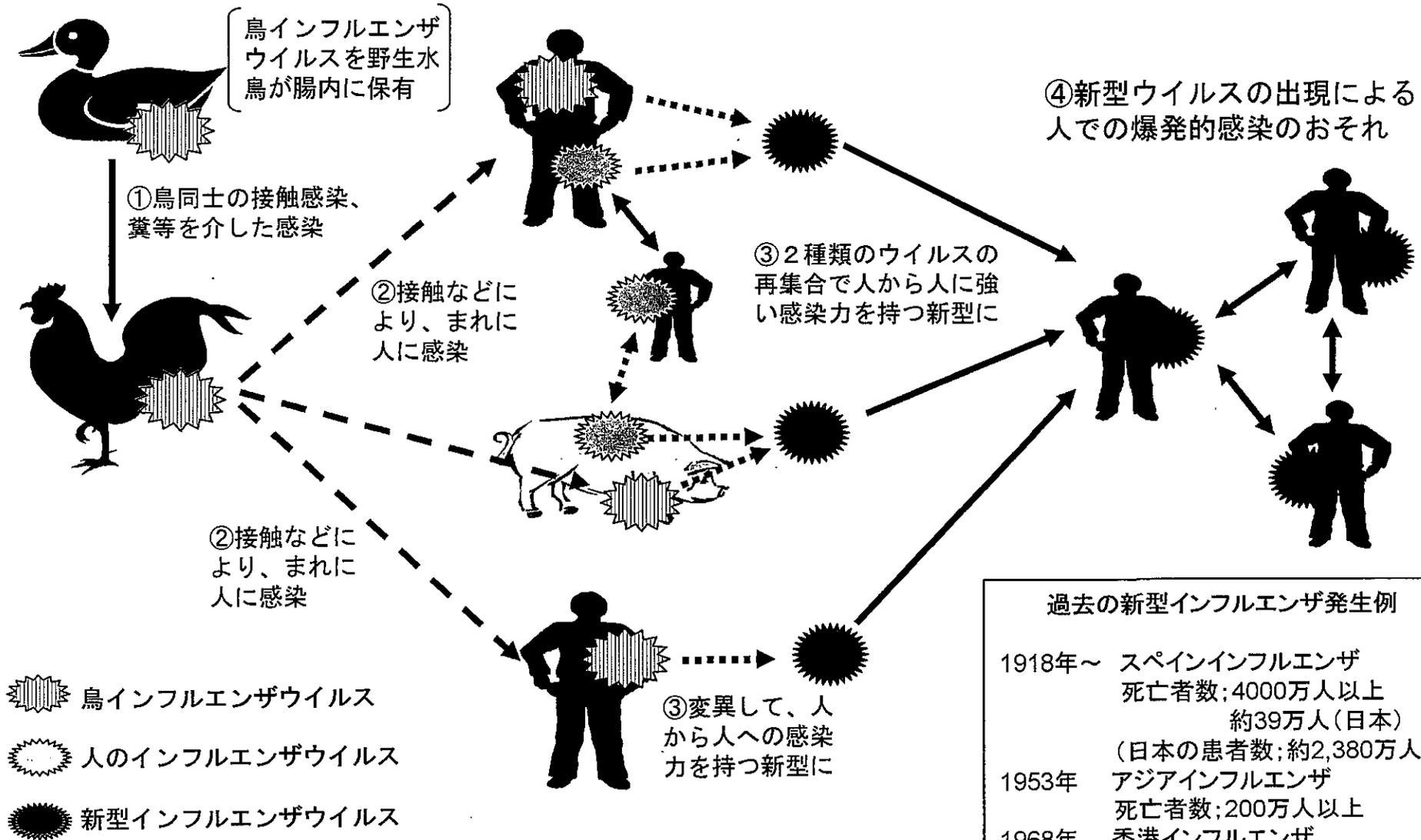
全人口の 25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計	
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)	17,400,763 人 (最小 13,454,059 人～ 最大 25,248,351 人)
推計値の内訳 (各項目の推計値)	外来患者数 16,864,029 人 (最小 13,210,968 人～ 最大 24,547,965 人)
	入院患者数 429,804 人 (最小 174,146 人～最大 533,359 人)
	死亡者数 106,930 人 (最小 68,945 人～最大 167,027 人)

過去のインフルエンザパンデミックにおける推定死亡者数

(世界保健機関による世界の推計 : Avian influenza assessing the pandemic threat, 2005.  
(WHO/CDS/2005))

	死亡者数
1918-1919 (ウイルス型 H1N1)	4000 万人以上
1957-1958 (ウイルス型 H2N2)	200 万人以上
1968-1969 (ウイルス型 H3N2)	100 万人以上

# 鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係

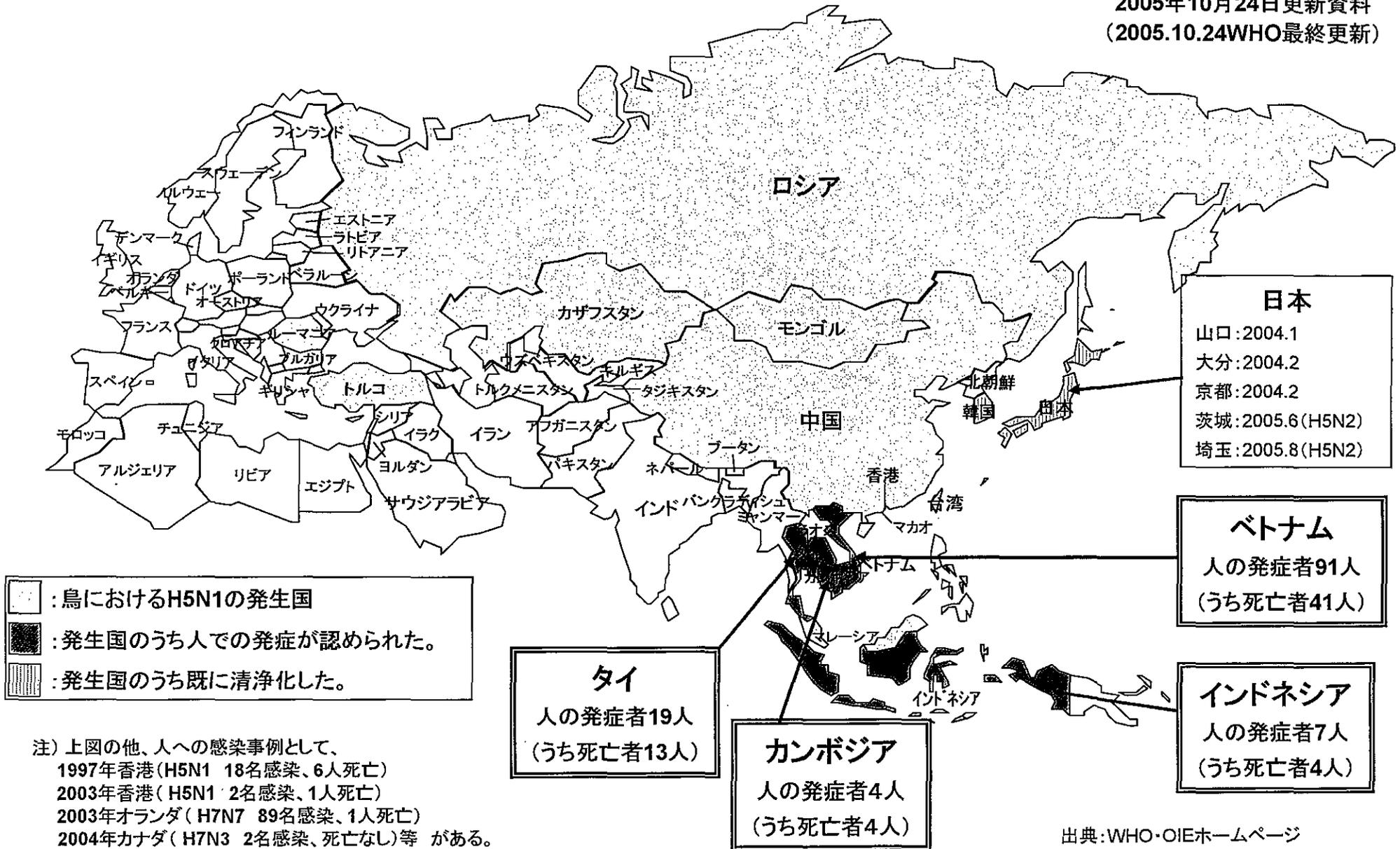


過去の新型インフルエンザ発生例	
1918年～	スペインインフルエンザ 死亡者数: 4000万人以上 約39万人(日本) (日本の患者数: 約2,380万人)
1953年	アジアインフルエンザ 死亡者数: 200万人以上
1968年	香港インフルエンザ 死亡者数: 100万人以上

# 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)発生国及び人での発症事例 (2003年12月以降)

(WHO・各国政府の正式な公表に基づく)

2005年10月24日更新資料  
(2005.10.24WHO最終更新)



# 新型インフルエンザ対策

## 背景

- 近年、東南アジア等においては鳥インフルエンザが人に感染し、死亡例の報告あり
- 人から人へ感染する新型のインフルエンザの発生の危険の高まり

## 世界における対応

WHOインフルエンザパンデミック対策  
「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」(2005. 5)



各国に対して独自のパンデミック対策プランの策定を勧告

- 英国、カナダ、イタリア、ドイツ、フランスにおいて行動計画を策定済み
- 米国において作成中(11月上旬公表予定)

## 国際会議等

- 10月 鳥インフルエンザ高級事務レベル会議(米国主催)  
鳥インフルエンザ保健大臣級会合(カナダ主催)
- 11月 第6回世界健康安全保障グループ閣僚会合(ローマ)  
APEC首脳会合(韓国) 等

## 我が国における対応

感染症法に基づく「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の改定(2005.4)

- (1) 治療薬(タミフル)の確保
- (2) ワクチン開発
- (3) 検査体制の整備
- (4) 発生動向調査



新型インフルエンザ対策行動計画の策定  
(2005. 11)

迅速かつ確実な対策を講じるため、発生の段階に応じた実施すべき具体的な対策を示した政府の行動計画を策定する。

## 国際協力

### 国立感染症研究所

WHOのインフルエンザセンターの一つとしてアジア諸国の検体検査・技術的援助の実施

### JICA専門家派遣、緊急無償資金協力等

ベトナム、タイ、ラオス、インドネシア、カンボジアへの協力